

令和4年(2022年)5月26日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村立教育委員会教育長(札幌市を除く。)
(各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 今 村 隆 之

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を
踏まえた地域住民や保護者等への情報提供について(通知)

このことについて、令和4年4月1日付けで「学校における新型コロナウイルス感染症
に関する衛生管理マニュアル」が改訂され、「5. 地域住民や保護者等への情報提供につ
いて」の項目が追加されました。これに伴い、学校において感染者が発生した場合や臨時
休業を行う場合には、地域住民や保護者等に対し、適切に情報提供を行う必要があります。

つきましては、次のとおり関係資料を送付しますので、各道立学校においては、別紙「道
立学校における新型コロナウイルスの感染状況に関する情報提供について」により対応い
ただくようお願いします。

また、臨時休業等の考え方について、改めて児童生徒や保護者の理解促進を図るため、
別添のリーフレット「学校で感染者が発生した場合の対応について」を作成しましたので、
保護者に配布願います。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、道立学校の対応を参考に、適切な情報発
信に努めていただくようお願いします。

記

1 送付資料

- (1) 別紙「道立学校における新型コロナウイルスの感染状況に関する情報提供について」
- (2) 保護者向けリーフレット「学校で感染者が発生した場合の対応について」

2 留意事項

情報提供に当たっては、個人情報の保護や、特に差別や偏見等につながらないよう、
適切な配慮をお願いします。

〔企画・調整係〕
〔健康・体育指導係〕

道立学校における新型コロナウイルスの感染状況に関する情報提供について

R4.5 北海道教育庁学校教育局健康・体育課

- 国の衛生管理マニュアル『学校の新しい生活様式』の改訂に伴い、学校における感染状況について、地域住民や保護者等への情報提供が明記されたことを踏まえ、各学校において、ホームページ等を活用し、次の対応を参考に、適宜適切に情報提供を行うものとする。
- 情報提供に当たっては、個人情報の保護、特に差別や偏見等を防止する観点から、感染者が特定されないよう配慮するものとする。

ホームページへのバナー設置

- 学校のホームページに、次のバナーを配置する。

新型コロナウイルス感染症の 校内における感染状況

感染状況に関する情報提供

- 校内の感染状況に関する情報提供のページを作成する。
- 当該ページには、上記のバナーから入れるようにする。
- 学校においては、保護者へのメール等により、別添の「学校で感染者が発生した場合の対応について」を配布し、情報提供を行っていることについて周知する。

【作成例】

- 本校における新型コロナウイルス感染症の発生状況をお知らせします。生徒や保護者の皆様には、引き続き、感染症対策の徹底と健康観察の実施をお願いします。

【○月○○日～○○日の一週間】

- ・ 新規感染者数 ○○人
- ・ 学級閉鎖 ○年○組（○月○○日～○○日まで）
△年△組（○月○○日～○○日まで）
- ・ 学級閉鎖のクラスにおいては、オンライン学習を実施しています。
- 保健所の疫学調査の考え方、学級閉鎖の考え方については、こちらをご覧ください。※道教委HPにリンクも可。

学校で感染者が発生した場合の対応について

令和4年（2022年）5月20日 北海道教育委員会

【保護者の皆様へ】

- 道が保健所による積極的疫学調査の対象を原則、同居家族や医療機関、介護福祉施設等に重点化したことに伴い、道教委では、学校で感染者が発生した場合の対応を3月に変更しました。このことは、すでにリーフレット等でお知らせしておりますが、保護者の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたく、改めてリーフレットを作成しましたので、ご一読ください。
- 道立学校では、各学校のホームページに「新型コロナウイルス感染症の校内における感染状況」を掲載することとしました。なお、情報提供に当たっては、個人情報の保護、特に差別や偏見等を防止する観点から、感染者が特定されないよう配慮します。

1 保健所による疫学調査の重点化に伴う学校の対応

オミクロン株の感染拡大を受け、学校で感染者が出た場合にも、原則として同居の家族以外は保健所の疫学調査の対象とならないこととなりました。このことに伴い、お子様とご家族の状況によって、学校の対応が変わりますので、次の①～⑥の場合には、学校にお知らせください。

	お子様・ご家族の状況	学校の対応
①	お子様の感染が確認された。	治癒するまでの間「出席停止」
②	お子様が濃厚接触者に特定された。 (同居する家族の感染が確認された。)	保健所が指定する待機期間「出席停止」
③	お子様が学校等から「感染の可能性がある方」としてリストアップされた。	感染者と最後に接触した日の翌日から7日間（8日目解除） 「出席停止」
④	お子様がPCR検査または抗原検査を受けることとなった（濃厚接触者を除く）。	検査結果（陰性）が判明するまでの間「出席停止」 ※民間検査や保険適用外の検査を除く。
⑤	お子様に発熱や咳等の症状がある。 同居する家族に未診断の発熱等の症状がある。	症状が消失するまでの間「出席停止」 ※ ただし、同居の家族が病院を受診して、新型コロナウイルス感染症ではない診断を受けた場合は、地域の感染状況等も踏まえて、お子様の出欠の取扱いについて判断しますので、学校に相談してください。
⑥	「同居する家族が濃厚接触者となった」「同居する家族が『感染の可能性がある方』となった」などで、感染が不安	地域の感染状況等により出欠の取扱い（「欠席」の扱いにしないことなど）について判断しますので、学校に相談してください。 ※ 登校を妨げるものではありません。

2 学級閉鎖等の考え方

右の①～③の場合に学級閉鎖を行います

- ① 感染者が1名発生し、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ② 同一の学級において、複数の感染者が発生した場合
- ③ その他、学校医の助言等を踏まえ、学校設置者が必要と判断した場合

【学年閉鎖】複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

【学校閉鎖】複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合



3 学級閉鎖の判断の手順

学級で一人感染者が出た場合、学校が次の手順で対応し、学校設置者が学級閉鎖等の判断をします。

- ① 学校は、感染者と接触者のマスクの着用状況や活動状況等に応じて、感染の可能性のある児童生徒、教職員をリストアップ
- ② 学校は、リストアップされた児童生徒、教職員に対し、感染の可能性があるため、外出自粛や健康観察の協力を依頼
- ③ 学校は、学校医等と相談し、臨時休業の必要性、範囲、期間等の案を学校の設置者に報告
- ④ 学校の設置者は、学校からの報告を踏まえて、臨時休業等を決定
- ⑤ 臨時休業を実施する場合は、学校は、児童生徒及び保護者に対して周知

リストアップの基準 (北海道保健福祉部)

- 感染者と同じテーブルで食事中に話をしていた
- どちらかがマスクをせず（鼻マスクも含む）、感染者と長時間一緒にいたなど

